

# 家屋(建物付帯設備)と償却資産の区分表

この表は主な設備の例示です。特定の生産又は業務用設備は、家屋自体の効用(利便性)を高めるものではないため、家屋としては評価せず償却資産になります。

◎⇒償却資産の申告が必要です。 ○⇒家屋のため申告不要です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋	償却資産	
電気設備	受変電設備 高圧受変電設備	受電盤 開閉装置(開閉器、断路器、遮断器等) 計器類(電圧計、電流計、力率計、電力計等)		◎	
		変圧器、蓄電器、配電盤等		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎	
	中央監視設備	設備一式(監視盤、センサー、配管、配線)		◎	
	電灯照明設備	屋外設備一式、電球・蛍光管、非常用照明器具(誘導灯等)		◎	
		屋内設備一式(白熱灯用器具・蛍光灯用器具)	○		
	電力引込設備	引込工事設備一式		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎
		上記以外の設備	○		
	電話設備	電話機・交換機等の機器			◎
		上記以外の設備(配管、配線等)	○		
	LAN設備	設備一式(LANボード、サーバー、ハブ、ケーブルなど)			◎
		放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎
インターホン設備	集合玄関機(エントランスで各世帯と話す機器)等		○		
	上記以外の設備(配管、配線等)	○			
テレビジョン 共同聴視設備	受像機(テレビ)			◎	
	上記以外の設備(アンテナ、配管等)	○			
火災報知設備	設備一式		○		
給排水設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備、浄水器、活水器、給水塔等		◎	
		上記以外の設備 配管等	○		
	給湯設備	局所式給湯設備(湯沸器等)			◎
		中央式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)	○		
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備、メーターから外側の配管			◎
上記以外の設備		○			
衛生設備	設備一式(便器、洗面化粧台、浴槽等)		○		
消火設備	消火器、避難器具等			◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○		
空調設備	空調設備	壁掛型・床置型ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備		◎	
		中央式空調設備、個別空調設備	○		
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、リフト、気送子等		◎	
		エレベーター、エスカレーター、気送管設備等	○		
	厨房設備	事業用の設備一式(飲食店・ホテル・百貨店・病院・社員食堂等)			◎
		上記以外の設備	○		
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、事業用の設備一式(クリーニング店・ホテル・病院等)			◎
その他の設備	ビニールハウス、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、車止め、機械式駐車場設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ごみ処理設備、防鳥ネット、ウッドデッキ、AED、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎	
	自動ドア設備、シャッター、外階段等	○			
外構工事	外構工事	工事一式(舗装路面、門、塀、緑化施設等)		◎	

※ 貸店舗等の店内設備(内部改装を含む)等を賃借人(テナント)がその事業の用に供するために取り付け付帯設備で、テナントに所有権があるものは償却資産として扱われます。